

相続人間の紛争予防

遺言書作成の必要性が高い事例は表2の通りである。端的に言えば、孫や嫁など相続人以外の人に財産をあげたい場合、相続人の1人から見れば他の相続人が赤の他人である場合、相続人同士の仲が悪い場合だ。

争いをめぐる紛争は避けることができ、偽造や変造もできない。検認も不要なので、相続人による手続きの負担は自筆証書遺言より軽い。

家族の事情にもよるが、配偶者に相続財産の大半を残す場合は、一般に紛争になる確率は低い。問題は、相続人が子供たち(代襲相続人の孫含む)だけの場合だ。例えば、昔のように長男に全部を相続させる趣旨の遺言を書いたとしたら、最近では他の相続人から遺留分の減殺請求をされることが多い。遺留分とは、法定相続人に保証された最低限相続できる割合のこと。遺留分を侵害する遺言(遺産全額を長男に遺すなど)を残したとしても、侵害された相続人

が遺留分減殺請求をすれば、その分の相続財産を得ることができる。そのため、遺留分を害しない遺言書を作成することが望ましい。それが不可能な場合は、付言事項になぜこのような遺言書を作成したのかの理由を書いておくだけでも効果はある。なぜなら、それが結果的に親の気持ちを理解し、遺留分減殺などの権利行使をしないことにつながる可能性が高まるからだ。私自身だが、遺言書を作成する時期としてよいのは、子供たちが家を離

れ、自身もリタイアした時期だと思う。なぜなら、そのころはまだ本人も元気なことが多く、将来的に介護施設などに入ることがあった場合に、主に誰に面倒を見てもらえうなのかの予想が付きやすいからだ。そして面倒を見てもらった人に多めに財産を残すようにすれば、実質的な公平が担保される。仮に予想と違つことになつても、元気な間なら遺言書を書き直すこともできる。

遺言書

私は、下記のとおり遺言をする。
第1条(不動産)
下記不動産は、妻毎日花子に相続させる。

1棟の建物の表示
所在地 千代田区一ツ橋一丁目1番地1
建物名称 毎日マンション

専有部分の建物の表示
家屋番号 一ツ橋一丁目1番1の503
建物名称 503
種類 戸建
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建
床面積 75.21㎡

敷地権の表示
所在地及び地番 千代田区一ツ橋一丁目1番1
地目 宅地
地積 1000.00㎡
敷地権の種類 所有権
敷地権の割合 1000分の75

第2条(預貯金及び現金)
遺言者の有する下記預貯金及び現金のすべてについては、口座の解約、払い戻しをしようとして、遺言者の葬儀、埋葬費用、未払いの公租公課、未払いの医療費、介護費、その他遺言者の負担すべき債務を控除した上で、妻毎日花子に4分の2、長男毎日一郎4分の1、長女毎日夏子に4分の1の割合で相続させる。端数が生じたときは、妻の取得とする。

- ①野村銀行の通常貯金及び定期預金のすべて
- ②千代田銀行本店の普通預金及び定期預金
- ③大手町銀行九段支店の普通預金及び定期預金

第3条(その他の財産)
遺言者の有するその他の財産については、妻毎日花子に相続させる。

第4条(予備的事項)

(1)万一遺言者より、妻毎日花子が先に死亡したときは、第1条及び第3条の財産を長男毎日一郎に相続させ、第2条の財産を妻毎日花子に相続させる。
(2)遺言者が将来介護施設に入るなど第1条の不動産を処分したときは、第2条、第3条の財産は妻毎日花子に相続させる。

第5条(祭祀承継)
遺言者は、祖先の祭祀を主宰すべきものとして長男毎日一郎を指定する。

第6条(遺言執行者)
遺言者は、本遺言の執行者として、前記毎日一郎を指定する。

付言事項
私は、私の死後妻の老後の生活を第一に考えてこの遺言を作成した。妻が、病弱のため万が一先に死亡した時は、長男夫婦に負担をかけることが予想されるので、長男に不動産を相続させることにした。特に妻が死亡した場合は、妻の相続財産の分配について不公平に見えぬかともいえないが、どうか私の気持ちを理解して納得してほしい。

平成24年12月10日
住所 東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1の503
氏名 毎日太郎

表2 遺言書を作成する必要性が高いケース(一例)

- ①相続人以外の人に財産をあげたい(必須)
- ②相続人に認知症、知的障害者、精神障害者などがいいる
- ③相続人に方言不明者、海外居住者がいる
- ④相続人が前妻(夫)の子、後妻(夫)の子などど交流がない
- ⑤相続人が妻(夫)と被相続人の兄弟、両親である
- ⑥相続人同士の仲が悪い、経済格差がある、相続人の一部が生前に相当な贈与を受けた
- ⑦事業承継を行う、預金しにくい財産(不動産や未公開株)が相続財産の大半を占める

(出所)筆者作成

遺言書の書き方
争いを回避するために有効
正しく書き方、手続きを理解しよう

争族を避けるには、遺言を元気なうちに用意しておきたい。その内容を有効なものにするため、遺言書の決まりを知る必要がある。

吉田 隆志
(NPO法人遺言相續サポートセンター)理事長・司法書士

この記載のあるマンションは土地と建物を分離して処分することはできない

この文言を入れることで、財産漏れによって遺産分割協議をする必要がなくなる

何回も遺言書を作り直したくない場合、最低限考えられる状況の変化に対応するために入れることができる

執行者を入れることで、一部の相続人の協力が得られにくい場合にも手続きを進められる(ただし自筆証書遺言の場合、金銭機関の対応に注意)

不動産の価格に比べ、預貯金などが少ないことを想定し作成

表1 遺言書を作成で法的効力が生じるもの(主なもの)

- ①相続人の廃除、廃除の取り消し
- ②祭祀主権者の指定
- ③相続分の指定、指定の委託
- ④遺産分割方法の指定、その指定を第三者に委託すること
- ⑤遺贈、負担付き遺贈
- ⑥生命保険の受取人の指定、指定の変更
- ⑦子の認知
- ⑧未成年後見人、未成年後見監督人の指定
- ⑨遺言執行者の指定、指定を第三者に委託すること
- ⑩遺留分減殺方法の指定

(出所)筆者作成

相続が発生した時、相続財産は一般的に相続人同士の話合い(これを遺産分割協議と呼ぶ)によって分けられる。

だが、手続きには戸籍謄本や印鑑証明など様々な書類が必要になるほか、当事者が多数いる場合などは、協議が難航するケースも多い。

そのような事態を回避するための有効な手段として、遺言書の作成がある。

とはいえ、遺言書を作成しても必ず紛争を防げるわけではなく、内容は慎重に考える必要がある。

遺言書の種類と効力

遺言書は、一定の形式的な要件を満たして作成することによって、自分の死後に法的な効力を生じるものである。ただし、効力はすべてに及ぶわけではなく、法律によって効力が生じる項目が定められている。主なものは表1の通りだ。

遺言書の種類は、特殊なものを除き、①自筆証書遺言、②公正証書遺言③秘密証書遺言の3種類がある。秘密証書遺言は、なじみがないので

ここでは割愛する。

自筆証書遺言は、全文、作成日、氏名を自書し、押印すれば完成する。ペン、用紙、封筒、印鑑(認印可)があれば作成でき、手軽で費用もかからないのがメリットだ。

ただし、家庭裁判所での検認手続きが必要である。検認手続きの際には相続人全員の戸籍謄本が必要で、手続きは煩雑である。また、遺言内容が複雑になる場合、法律の素人が書いた自筆証書遺言だと相続人間で解釈をめぐって紛争になることもよくある。また財産の記載漏れが時々

見られ、漏れた分は結局、遺産分割協議をすることになりかねない。検認手続きの目的は、相続人に対し遺言書の存在と内容を知らせ、遺言書の偽造・変造を防ぐという一種の証拠保全手続きである。遺言書自体は有効だと証明したものではない。

一方、公正証書遺言は公証役場で公証人に作成してもらう。証人2人の立ち会いが必要で、一定の作成費用(例えば、相続財産6000万円を3人に均等に相続させる場合は手数料や用紙代などで8万円超程度)が発生するなどの短所がある。

しかし、法律のプロが作成することで、形式面での無効や遺言内容の解